

秋田県立大学大学院研究科規程

平成22年 8月18日

規程第155号

改正 平成25年11月13日

改正 令和5年2月8日

(目的)

第1条 この規程は、秋田県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第49条の規定に基づき、大学院学則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条 大学院学則第2条第2項に規定する研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

研究科	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
システム科学技術研究科	主体的で柔軟かつ総合的な問題解決能力、高度な専門的知識と応用力を備えた起業精神、創造性・独創性豊かな優れた研究能力を備えた人材の養成を目的とする。特に、博士前期課程では、学部教育の基礎に立って研究開発能力を育み、システム思考にさらに高度で先端的な厚みと広がりを持たせることにより、発展的な未来を切り開く高度専門職業人の養成を目的とする。また、博士後期課程では、前期課程の基礎に立って研究開発能力を高め、複数の分野を統合する高い立場から広い視野で物事を分析し、問題の提起と解決を行う能力を有する高度技術研究者の養成を目的とする。
生物資源科学研究科	人類と生物資源の持続可能な共存をはかる新しい知恵や技術を有する専門家・研究者の養成を目指す。博士前期課程においては、学部教育の基礎に立ってより高度な専門性や幅広い視野を身につけ、それらを効率よく運用できるマネジメント能力を備えた高度専門職業人の養成を目的とする。博士後期課程においては、高度で先端的な生物資源科学や技術などのアプローチ方法及び課題解明への応用手法等を教育の重点項目とすることにより、生物資源科学の広範な専門知識と問題発見・解決能力を活かして独創的な研究分野を開拓し、発展させていける高度技術研究者の養成を目的とする。

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的の公表)

第3条 前条の研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、公立大学法人秋田県立大学ホームページ等により公表するものとする。

(修了認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)

第4条 第2条の研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を具体化するため、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を、別に定める。

附 則（平成22年8月18日制定）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月13日改正）

この規程は、平成25年11月13日から施行する。

附 則（令和5年2月8日改正）

この規程は、令和5年2月8日から施行する。